

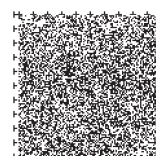
4 策定経過

令和4年度

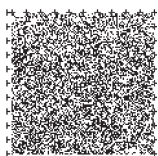
期 日	項 目	内 容
10月28日（金）	令和4年度 第1回東広島市障害 者計画等審議会	- 第3次東広島市障害者計画の取組状況について（令和3年度） - 第6期東広島市障害福祉計画及び第2期東広島市障害児福祉計画の進捗状況について（令和3年度） - 第4次東広島市障害者計画、第7期東広島市障害福祉計画及び第3期東広島市障害児福祉計画の策定について
1月10日（火）	令和4年度 第2回東広島市障害 者計画等審議会	アンケート調査について（設問の適否、追加事項の有無、懸念事項の有無）
2月	アンケート調査の実施	東広島市福祉に関するアンケート調査（18歳以上及び18歳未満の2種類）

令和5年度

期 日	項 目	内 容
5月29日（月）	令和5年度 第1回東広島市障害 者計画等審議会	アンケート調査の結果について
8月28日（月）	令和5年度 第2回東広島市障害 者計画等審議会	- 第4次東広島市障害者計画・第7期東広島市障害福祉計画及び第3期東広島市障害児福祉計画 骨子について - 障害福祉に関する事業所調査の結果について
11月27日（月）	令和5年度 第3回東広島市障害 者計画等審議会	- 第4次東広島市障がい者計画（概要版）について - 第4次東広島市障がい者計画（素案）について
12月26日（火）	令和5年度 第4回東広島市障害 者計画等審議会	「障害」の表記を「障がい」に変更することについて - 第4次障害者計画修正箇所に関する報告 - 第7期東広島市障害福祉計画及び第3期東広島市障害児福祉計画（素案）について

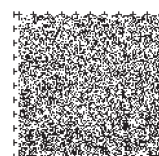


令和 6 年 1 月 25 日（木）～ 2 月 25 日（日）	パブリックコメント の実施	- 第 4 次障害者計画・第 7 期東広島市障害福祉計画及び第 3 期東広島市障害児福祉計画の計画案について - パブリックコメント（意見募集）の実施結果計画に市民等の意見を反映するため、計画素案を公表し、広く市民等から意見を募集した。 ● 意見件数・・・28 件（10 名） <table><tr><th>意見の内容</th><th>件数</th></tr><tr><td>計画の推進に関すること</td><td>13</td></tr><tr><td>計画の概要に関すること</td><td>5</td></tr><tr><td>現状と課題に関すること</td><td>5</td></tr><tr><td>その他</td><td>5</td></tr></table>	意見の内容	件数	計画の推進に関すること	13	計画の概要に関すること	5	現状と課題に関すること	5	その他	5
意見の内容	件数											
計画の推進に関すること	13											
計画の概要に関すること	5											
現状と課題に関すること	5											
その他	5											
令和 6 年 3 月 4 日（月）	令和 5 年度 第 5 回東広島市障害者計画等審議会	- パブリックコメント（意見募集）の実施結果 - 第 4 次障害者計画・第 7 期東広島市障害福祉計画及び第 3 期東広島市障害児福祉計画の最終案について										

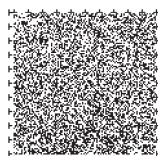


5 用語解説

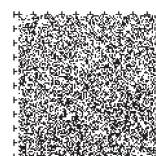
用 語	説 明
【あ行】	
アウトリーチ	困難を抱え、支援が必要であるにもかかわらず支援が行き届いていない人に対して、行政や支援機関などが積極的に働き掛けて、訪問等を通じて必要な支援につなげるプロセスのこと。
医療的ケア	鼻などから管を通し栄養剤を送る経管栄養やたんの吸引など、医師の指導の下に医療的介助を行うこと。また、医療的ケア児とは、日常生活を行う上で医療的ケアを必要とする未成年者のこと。
インクルーシブ教育	障がいのある子どもと障がいのない子どもが、お互いに尊重し、支え合いながら学ぶことができる教育の仕組みのこと。障がいの有無にかかわらず、初等中等教育の機会が与えられることや障がいのある子どもに対する合理的配慮が提供されることなどが必要とされている。
音声・言語・そしゃく機能障害	音声を全く発することができない、あるいは発声しても言葉にならない「言語機能を喪失した状態」を音声・言語機能障害といい、そしゃく機能障害は、嚥下（えんげ）機能の低下により、食物等を摂取するために、身体に管を挿入し流動食を注入して栄養を補給する「経管栄養」以外に方法がない状態をいう。
音声コード	印刷物上の切手サイズの二次元コードのこと。スマートフォンやタブレット端末、専用機器を使って文書を音声で聞き取ることができ、視覚障がいのある人も情報を得ることができる。
【か行】	
会計年度任用職員	地方公務員法が適用される一般職の地方公務員で、1会計年度内（4月1日～翌年3月31日）で任用される非常勤職員のこと。
基幹相談支援センター	障がいの種別や障害者手帳の有無にかかわらず、相談者に必要な情報提供や助言を行い、地域の障がい福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関のこと。
共生型サービス	介護保険事業所が障害福祉サービス事業所としての指定を、障害福祉サービス等事業所が介護保険事業所としての指定を受けることで、高齢者と障がい者等双方の利用を可能とする制度のこと。
共生社会	障がいの有無にかかわらず、誰もが互いにその人格と個性を認め、支え合いながら、社会参加や社会貢献ができる社会のこと。
強度行動障がい	自傷、他傷、こだわり、物を壊す、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。
ケアマネジメント	生活困難な状態になり援助を必要とする利用者が、必要とする全ての保健、医療、福祉サービスを速やかに受けることができるよう、サービス利用を調整することを目的とした援助方法のこと。



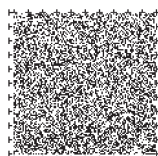
用 語	説 明
健康増進計画	国民の健康の増進の総合的な推進に関する基本的な事項を定めた、国民の健康づくりを図るための計画のこと。
権利擁護	認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の権利を守り、安心して生活できるよう支援すること。
高次脳機能センター	高次脳機能障害に関して、医療から福祉まで一貫したサービスを提供する、中核的な役割を担う施設のこと。
合理的配慮の提供	障がいのある人から社会の中にある障壁を取り除くために、必要かつ合理的な対応を行うこと。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」においては、行政機関等及び事業者は、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない、と規定されている。
コミュニケーション	マイクが拾った話者の声を、スピーカーが聴き取りやすい音声に調整し、難聴者に届ける対話支援器のこと。
【さ行】	
サポートファイル	子どもの生育歴等詳細かつ正確な情報を記録する広島県内共通の様式で、支援者が変わっても一貫性のある支援を可能にするためのツールのこと。
児童福祉法	児童が良好な環境において生まれ、かつ、心身共に健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含む 1947 年（昭和 22 年）に成立した、全ての児童の福祉を支援する総合的かつ根本的な法律のこと。
児童発達支援センター	地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導や自立に必要な知識、技能の付与又は集団生活に適應するための訓練等を行う施設のこと。
諮問	有識者や専門機関等の政策・方針決定機関に意見を求めること。
社会的障壁	障がいのある人等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような物や制度、慣行、観念その他一切のもの。
重層的支援体制整備事業	市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を生かし、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業のこと。
手話通訳者	手話を使って聴覚障がいのある人と聞こえる人とのコミュニケーションを仲介・伝達する人のこと。
障害者基本計画	障害者基本法に基づき、障がい者施策の総合的で計画的な推進を図ることを目的とした計画のこと。
障害者基本法	障がいのある人の自立や社会参加を支援するための施策について基本事項を定めた法律のこと。全ての障がいのある人が、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有し、社会を構成する一員として社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられ、障がいを理由として差別されないことを基本理念とする。



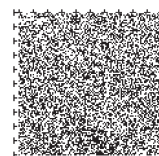
用 語	説 明
障害者差別解消法	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が正式名称であり、行政機関等や事業者に対し、障がい者を理由とする不当な差別的取扱いを禁止し、障がいのある人が社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示をしたときは、必要で合理的な配慮を行うことを定めている。
障害者就業・生活支援センター	障がいのある人の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施する。
障害者情報アクセシビリティ推進法	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が正式名称であり、全ての障がいのある人が、あらゆる分野の活動に参加するために、障がいのある人による情報の取得や利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とした法律のこと。
障害者総合支援法	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が正式名称であり、障がいのある人のニーズに応じた福祉サービスの充実など、障がいのある人の日常生活及び社会生活の総合的な支援を定めた法律のこと。
障害者の権利に関する条約	障がいのある人の尊厳、自律及び自立、差別されないこと、社会参加等を一般原則として規定し、障がいのある人に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、これらを確保し促進するための措置を締約国がとること等を定めた条約のこと。
障害福祉計画、障害児福祉計画	国の基本指針に基づき、障がいのある人、又は障がいのある子どもの地域生活を支援するためのサービス提供基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、その提供体制の確保を図るための計画のこと。
障害福祉サービス	障がいのある人の障がいの程度や生活環境などの勘案すべき事項を踏まえ、個別に支給決定が行われるサービスのこと。介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられる。
職親	知的障がいのある人を預かり、その更生に必要な指導や訓練、職業指導を行う人のこと。職親を希望する人は、都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村の長が適当と認める必要がある。
自立支援医療（精神通院）	心身の障がい除去、軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度のこと。精神通院は、統合失調症などの精神疾患を有する人のうち、通院による精神医療を継続的に要する人を対象としている。
自立支援協議会	障がいのある人等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う、障害者総合支援法に基づき設置する協議会のこと。
身体障害者手帳	身体上の障がいのある人に対して自治体が交付する手帳のこと。等級は重度から１級～６級に区分され、障がいにより視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、じん臓、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に分けられる。
精神障害者保健福祉手帳	何らかの精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人に対して自治体が交付する手帳のこと。等級は１～３級まであり、精神疾患（機能障がい）の状態と能力障がいの状態の両面から総合的に判定される。
成年後見制度	知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度のこと。申し立てを受けた家庭裁判所が援助者を選び、この援助者が本人のために活動する。



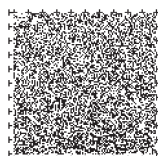
用 語	説 明
【た行】	
地 域 活 動 支 援 セ ン ター	地域の実情に応じ、利用者に対して創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等を図り、障がいのある人等の地域における生活支援を行う施設のこと。
地域生活支援拠点	障がいのある人の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据えた、相談や緊急時の受け入れなど、居住支援のための機能を地域の実情に応じて整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支える仕組みを備えた拠点のこと。
地域生活支援事業	障がいのある人が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、市町村が障がいのある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じて実施する事業のこと。
地域福祉計画	地域福祉推進の主体である地域住民等の参加により、地域の生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や体制等について、多様な関係機関や専門職が連携し、計画的に整備していくことを内容とする計画のこと。
地域包括ケアシステム	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を送ることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される仕組みのこと。障がい者施策においても、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めている。
チャット	インターネットでよく利用されるサービスの一つで、複数の利用者がリアルタイムにメッセージを送信するためのシステム（ソフトウェア）のこと。
聴覚・平衡機能障害	聴覚機能障害とは、音が聞こえない又は聞こえにくい状態のこと。病気、事故等で生じる場合や生まれつきの場合、加齢による場合等がある。平衡機能障害は、姿勢を調節する機能の障がいであり、四肢体幹に異常がないにもかかわらず起立や歩行に何らかの異常がある状態のこと。
電話リレーサービス	聴覚や発話に困難のある人と、聞こえる人との会話を、通訳オペレーターが「手話」又は「文字」や「音声」を通訳することにより、電話で双方向につなぐことができるサービスのこと。
【な行】	
内部障害	体の内部に障がいがあること。疲れやすい、トイレに不自由する、たばこの煙で苦しくなるなど、外見からは分かりにくいため、周囲の人の理解と配慮を必要とする。
二次元コード	カメラ付き携帯電話などで読み取ることができる、印刷物上の切手サイズのバーコードのこと。スマートフォンやタブレット端末等で読み取ること、簡単にWeb画面等の閲覧ができる。
農福連携	障がいのある人等が農業分野で活躍することを通して、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組のこと。



用 語	説 明
【は行】	
発達障がい	生まれつき脳の発達に障がいがある総称のこと。通常、低年齢において発現し、自閉症やアスペルガー症候群、注意欠如、多動性障害(ADHD)、学習障害(LD)、チック障害、吃音症(きつおんしょう)などに分類される。
広島県発達障害者支援センター	広島県から委託を受け、発達障がいやその家族への相談支援を行うとともに、関係機関への啓発や研修を実施している。
パブリックコメント	国や地方自治体等が計画等を策定する過程において、計画の案等を市民に公表し、それに対する意見を求める制度のこと。
バリアフリー	高齢者や障がいのある人が社会生活を送る上で障壁(バリア)となるものを取り除く(フリー)こと。物理的な障壁だけでなく、高齢者、障がいのある人などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁など、日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去する考え方も含む。
ハローワーク	公共職業安定所の愛称であり、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施する地域の総合的雇用サービス機関のこと。
ピアサポーター	障がいがある人の悩み等を聞くカウンセリング(ピアカウンセリング)や支援を行う、同じ障がいを持つ人のこと。
ピアサポート	障がいのある人が互いに助け合うこと。ピアとは「仲間」「同僚」「同じ時間を共有していること、同じ立場であること」を意味する。
東広島市高齢者福祉計画・東広島市介護保険事業計画(地域包括ケア計画)	高齢者福祉計画は、65歳以上の全ての高齢者を対象とした生きがいづくりや日常生活支援、福祉水準の向上など、高齢者に係る事業全般を対象とする計画のこと。介護保険事業計画は、要介護認定者等が住み慣れた家庭や地域において、自立した生活を送れるよう、必要となるサービスに関する整備目標等を取りまとめた計画のこと。
東広島市子ども・子育て支援事業計画	子どもと子育て家庭を取り巻く全ての人が連携し、子どもの健やかな成長と子育てを支援するための計画のこと。
東広島市避難行動要支援者避難支援プラン	災害が発生したときに、一人暮らしの高齢者や障がいのある人等、自力で避難することが難しい人々(避難行動要支援者)に対して、地域で声を掛け合い、一緒に避難できるよう支援していく仕組みのこと。
広島県居住支援協議会	住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、住宅セーフティネット法に基づき、地方公共団体や宅地建物取引業者、賃貸住宅を管理する事業者、住宅確保要配慮者に対し居住に関する支援を行う団体等により組織された協議会のこと。
広島県障害者プラン	広島県の取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定める、総合的な計画のこと。
福祉避難所	高齢者や障がいのある人、妊産婦等のうち、一般の避難所では生活に支障を来すおそれがある人を受け入れる、特別な配慮がなされた施設のこと。



用 語	説 明
ペアレントトレーニング	障がいのある子どもに専門家が直接支援するのではなく、親が支援者的な役割を担うことができるように親に対して専門家が行う支援のこと。
ペアレントプログラム	保護者が子どもとのより良い関わり方を学び、子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援するグループによるプログラムのこと。
ペアレントメンター	「メンター」とは信頼のおける相談相手という意味があり、発達障がいのある子どもを育てた親が、その育児経験を生かし、同じ親の立場から同じ悩みを抱える親などに対し相談や助言を行う人のことを「ペアレントメンター」という。
放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の就学児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して、適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る取組のこと。学童保育
ホームヘルパー	障がいや高齢等で日常生活を営むことに支障のある人の家庭を訪問し、家事の援助や身体介助などの支援を業務とする職種のこと。
H O T けんステーション	ひきこもりやヤングケアラー、8050問題、ダブルケア等、生活上の課題が複雑化している世帯への相談支援を行うとともに、必要に応じて地域のサロンや支え合い活動などの情報提供も行う東広島市の相談支援機関のこと。
【ま行】	
モニタリング	サービス計画に対しの確かな評価ができているか、また、利用者のニーズに応じた計画となっているかを見守り、必要に応じて修正するなど、継続的にフォローアップすること。
【や行】	
ユニバーサルデザイン	「全ての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが利用できるよう、あるいは利用しやすいように配慮されたデザインのこと。
要約筆記者	聴覚障がいのある人のために、話し手の内容を簡単にまとめ、筆記で通訳する人のこと。
【ら行】	
ライフステージ	乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期等、人生の各段階のこと。
療育	「療」は医療を、「育」は養育、保育、教育を意味し、身体や知的に障がいのある子ども等について、早期発見、早期治療及び相談や指導を行い、障がいの軽減や訓練等による基礎的な生活能力の向上を図ること。
療育手帳	知的障がいと判定された人に対して自治体が交付する手帳のこと。障がいの程度は、広島県では㊦・A判定が重度、㊧・B判定が中度・軽度と記載される。
レスパイトケア	在宅で家族の介護や介助をしている家族が、一時的に休息し、リフレッシュが図れる家族支援のこと。



**第4次東広島市障がい者計画
第7期東広島市障がい福祉計画及び
第3期東広島市障がい児福祉計画**

発 行／令和6年3月
発 行 者／東広島市 健康福祉部 障がい福祉課
〒739-8601 広島県東広島市西条栄町8番29号
電 話（082）420—0180
FAX（082）420—0181
E-Mail hgh200180@city.higashihiroshima.lg.jp

